

○長崎県愛の福祉事業振興補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、予算の定めるところにより、第2条第1項の各号に定める事業を実施する団体等（以下「団体等」という。）に対し、長崎県愛の福祉事業振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の9）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び交付額の算定方法)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に要する経費とし、予算の範囲内において別に定める額とする。

- (1) 障害者及び障害児の自立更生のための援助事業
- (2) 地域福祉活動の向上に寄与すると認められる事業
- (3) 県民の社会福祉意識の高揚に寄与すると認められる事業
- (4) その他知事が、福祉振興のため特に必要と認める事業

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項の各号に掲げる事業に要する経費のうち自らの責任において負担すべき性格を有する経費を除いた実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とする。

(申請書に添付すべき書類等)

第3条 規則第4条の規定による申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1、第1号の2）
- (2) 長崎県愛の福祉事業振興補助金申請額内訳（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）
- (5) その他必要と認める書類

2 規則第4条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

(補助の条件)

第4条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金の対象となる事業の実施にあたっては、当該補助金の交付を受けていることを明らかにしておくこと。
- (2) この補助金の対象となる事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を当該事業の完了の翌年度から5年間保存しておくこと。

(申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金等の交付の決定の通知を受けとった日から15日を経過した日とする。

(事前着手)

第6条 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の円滑な実施を図るうえで、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ、知事に事前着手届（様式第5号）を提出し、その同意を得て事業着手することができるものとする。

ただし書きにより交付決定前に着手する場合において、補助対象者は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

(状況報告等)

第7条 規則第11条第1項の規定による報告については、必要に応じて求めるものとする。

2 規則第11条第2項により知事が定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更であって、補助金の額に変更がない場合をいう。

(事業計画変更の承認)

第8条 規則第11条第2項の事業計画変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告書(様式第8号)の提出期限は、事業の完了した日から30日以内、又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書(様式第8号の1、第8号の2)
- (2) 長崎県愛の福祉事業振興補助金収支精算書(様式第9号)
- (3) 収支決算(見込)書(様式第10号)
- (4) 支出証拠書類
- (5) 実績を確認可能な写真
- (6) その他必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をした者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(様式第11号)により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。